

地域クラブ活動の円滑な推進に向けた取組の全体像

資料1-1

～学校頼みの活動から、まち全体で支える活動へ～

- ◆ 北九州市では、将来にわたって子どもたちが、それぞれの希望に応じたスポーツ・文化芸術活動を通じて、自己実現につながるチャレンジができる環境を確保するため、国のガイドラインに基づき、令和7年5月に「北九州市部活動地域展開推進計画」を策定。
- ◆ 「地域クラブの円滑な推進に関する市民会議」では、以下の取組みの進捗を報告しながら、地域クラブ活動の現状把握と課題の共有・意見交換を積み重ねることで、各取組みを進化させ、令和9年9月の本格実施に向けた準備を着実に進めていく。

地域クラブの拡充

【目指す姿】生徒の意欲がわく
多様かつ十分な選択肢

【主な取組み】

- 地域クラブの立上げ・運営に係る「手引き」の充実
- コーディネーターによる立ち上げ支援の充実
- 地域クラブの運営支援の強化(相談窓口の整備等)
- 個々の分野・種目の特性に応じた活動促進の検討
- 利用できる施設の拡大(校舎等)、利用ルール 等

生徒の チャレンジ促進

【目指す姿】やりたい活動を発見し、
新たな経験ができる

【主な取組み】

- ホームページの利便性向上・情報の集約化
- 学校から保護者・生徒への定期的な情報提供
- 部活動と地域クラブ活動の相互連携
- 生徒の活動状況調査(アンケート)の実施
- 生活困窮世帯支援制度の創設・運用 等

指導者の確保

【目指す姿】市民の幅広い層が
指導者として地域クラブへ参画

【主な取組み】

- 指導者人材バンクを整備しクラブへ人材紹介
- 地域・団体・大学・企業と連携した指導者人材の拡大
- 兼職兼業制度による希望する教員の参画
- 指導者研修のバージョンアップ
- 日本版DBSによる安全確保 等

広報・理解の 促進

【目指す姿】「まち全体で支える」
という積極的意義の共有・浸透

【主な取組み】

- ホームページの利便性向上・情報の集約化(再)
- 広報用資料(ポスター・リーフレット等)の充実
- 対象者別のFAQ(よくある質問)の作成
- 市民全てを対象とした地域説明会の開催
- 各種媒体を通じた情報発信 等

地域クラブ活動の円滑な推進に向けた取組【着手済・着手中のもの】

～学校頼みの活動から、まち全体で支える活動へ～

【地域クラブの拡充】

- 地域クラブの立上げ・運営に係る「手引き」の改訂・充実【R8.7-8】
- 「北九州市地域クラブ認定要綱」を改正し、責任の所在を明確化【R8.4済】
- 休日校舎利用(吹奏楽等)に対応できる機械警備をモデル実施中【R8年内に実施校拡大】
- 地域クラブ運営の支援策について他自治体事例を調査中【R8年内に具体化】

【指導者の確保】

- 指導者研修会を計19回実施、受講認定証交付者数680名【R8.7現在】
- 指導希望者を地域クラブに紹介する「指導者人材バンク」の検討【R8年内に具体化】
- 指導を希望する教職員が活用する「兼職兼業制度」の再周知を実施【R8.7済】

【生徒のチャレンジ促進】

- 地域クラブ活動のホームページ(ポータルサイト)の構築【R8.7-8、その後も充実】
- 全ての市立中学校において、校区内の地域クラブの紹介等を実施【R8.6済】
- 生徒の休日の活動等に関するアンケート(第1回)の実施【R8.7済】
- 生活困窮世帯支援制度の創設・運用【R8.8】

【広報・理解の促進】

- ポータルサイト、ポスター・リーフレット、FAQ等の作成【R8.7-8】
- 市民全てを対象とした地域説明会を計11回実施、参加者数延べ565名【R8.7現在】
- 小学生・保護者を対象とした説明動画の配信【R8.7済】、説明会開催【R8秋～】
- 各中学校で地域の団体等に説明(学校運営協議会等の場で)【R8.8～】

学校訪問(校長ヒアリング)の結果について

◆実施概要

- ・実施期間:令和8年5月11日(月)～令和8年6月4日(木)
- ・実施方法:北九州市教育委員会事務局の職員が、市立全中学校(※ひまわり中学校を除く62校)を直接訪問し、ヒアリングを実施
- ・ヒアリング対象者:各市立中学校長
- ・ヒアリング事項:今後の地域クラブ活動の推進に当たり、課題と感ずることや期待する支援・要望等について

<主な意見>

- 個々の教員がきちんと制度を理解することが必要。動画を活用することも有効ではないか。
- 保護者に対して正確な情報を周知することが必要。その際、小学校と中学校との連携も重要。
- 市内のどこにどのような地域クラブがあるのか、タイムリーに情報を知ることができると良い。
- 地域クラブで指導に当たっていた教員が異動した場合に、クラブ運営を継続できるかが懸念。
- 希望する教員が指導に従事する際の兼職兼業ルール(報酬面の内容を含む)の再確認が必要。
- 校舎を利用する活動の場合、教職員が不在の休日に利用を認めることがセキュリティ上可能か。

1. クラブの概要と現在の活動について

○ クラブの概要

◎TOTOS 北九州:部活動協働型

経緯:TOTOS 北九州の拠点地域である板櫃中学校バドミントン部の週末部

活動をバックアップできるようにするために設立

運営:指導者 1 名/補助員常時 2 名/事務局 1 名

会員:中学生会員 15 名

日時:土曜日 16:00~19:00

会場:板櫃中学校

大会:中体連の参加は各中学校から参加

特色:板櫃中部活動生徒と校区外生徒との交流

会費:3,000 円/月

指導:有コーチ資格者 1 名/OB・学生が補助員として活躍

安全:開催中の事故・ケガに対応した民間スポーツ保険に TOTOS が加入

◎TOTOS 企救中:中間層支援型

設立:クラブチームへの加入を希望しない・できない初心者中学生がバドミ

ントンが出来る場所を作ることを目的に設立

運営:指導者 1 名/補助員 1 名/事務局 1 名

会員:中学生会員 1 名

日時:土曜日 13:00~15:00

会場:企救中学校

大会:大会出場無し

特色:多世代交流/バドミントン部が無い学校への普及

会費:800 円/1 回

指導:有コーチ資格者 1 名/校区内保護者が補助員として活躍

安全:開催中の事故・ケガに対応した民間スポーツ保険に TOTOS が加入

◎TOTOS 東谷:中間層支援型・郊外地域へのスポーツ普及

設立経緯:クラブチームへの加入を希望しない・できない初心者中学生がバドミントンが出来る場所を作ることを目的に設立

運営体制:指導者 1 名/補助員 2 名/事務局 1 名

会員数:中学生会員 4 名

日時:土曜日 16:00~18:00

会場:東谷中学校

大会:大会出場無し

特色:多世代交流/校区内交流/バドミントン部が無い学校への普及

会費:800 円/1 回

指導:有コーチ資格者 1 名/校区内保護者・OB 学生が補助員として活躍

安全:開催中の事故・ケガに対応した民間スポーツ保険に TOTOS が加入

◎TOTOS 小倉聴覚:部活協働・障がい者参加型

設立経緯:小倉聴覚支援学校との協働活動として聴覚障がい者へのスポーツ普及と聴覚特別支援学校生徒・難聴学級へ通う生徒・健聴者生徒との交流を目的に設立

運営体制:指導者 1 名/補助員 5 名/事務局 1 名

会員数:中学生会員 3 名

日時:土曜日 11:00~12:00 月 1 回年間 5 回程度開催

会場:小倉聴覚特別支援学校

大会:中体連の参加は各中学校から参加

特色:聴覚障がい者・健聴者の交流/手話を使ったバドミントンコミュニティ

会費:3,000 円/全 5 回

指導:有コーチ資格者 1 名/TOTOS 北九州障がい者メンバーが補助員で活躍

安全:開催中の事故・ケガに対応した民間スポーツ保険に TOTOS が加入

ほか、TOTOS の事業に毎週中学生約 20 名参加/設立申請準備が 1 クラブ有

2. 学校・地域等との連携、地域クラブ活動の現状と今後について

○ 学校・地域との連携や、保護者・生徒との連絡に係る現状と今後より良いものにしていくために必要と考えられること

◎現場で感じた現状

- ①教育委員会と学校側との温度差を感じるがあった
- ②保護者が地域展開について正しい情報を得ていないため、地域展開を説明することが難しく感じる場面が多々あった
- ③学校側の協力体制の少なさ
例：地域展開としての体育館申請を断られた/学校生徒へのチラシ配布 NG
- ④結局は地域展開枠を活用した地域のクラブチームや団体の主催事業としての認識→北九州市部活動地域展開に登録する北九州市地域クラブは部活動？それとも地域のクラブ？
- ⑤地域展開というワードの認知度不足→事業名称で使いにくく結果として広まらない

◎今後より良いものにするために

- ①北九州市地域クラブの位置づけの明確化
- ②認知度向上
- ③総合型地域スポーツクラブやスポーツ協会などスポーツ団体との連携

○ TOTOS 様のように進んだ取組が、今後立ち上がる地域クラブにおいて広く市内各所で展開されるために必要と考えられること

◎TOTOS がなぜ地域展開 4 か所+1 か所準備が可能なのか？

- ①教室数と会員数の多さ→広報手段等のバックグラウンドがある
- ②バドミントンは普及しやすい
- ③既に有給のコーチがいる
- ④チームを保有している→補助員の確保
- ⑤保護者主導ではないから→競技普及の熱意で取り組んでいる

◎これらを踏まえて市内各所で展開が盛んになるには？

- ①スポーツビジネスが盛り上がる
- ②総合型地域スポーツクラブ等の既存団体・クラブチームの活用
- ③情報発信力→誤情報・保護者の認識違い防止・地域クラブ周知 SNS 等
- ④地域クラブ発足にあたり行政からの支援・協力の明確化

○ 持続可能な地域クラブ活動のために必要と考えられること

- ①環境:安定的な会場確保・広報手段の確保
- ②人材:指導者・事務局の確保・参加者の確保
- ③運営:財源の余裕・運営に必要な資金を得る→収入を会費に一極集中するのではなく・協賛金・寄付金・募金等の活用
- ④長期的な視点で地域クラブをどのような形にして継続的な運営がしたいのか、ビジョンを明確にして展開していく

北九州市

学校頼みの活動から、
まち全体で支える活動へ。

休日の学校部活動は、
令和9年9月から
地域クラブ活動
に生まれ変わります。

なりたい自分に
チャレンジ！

- ✓学校部活動の休養日は、
令和7年9月～ 第一土曜と翌日曜
令和8年9月～ 第一・第三土曜と翌日曜
と段階的に増え、令和9年9月から、
学校部活動は、原則、平日の活動となります。
- ✓学校部活動と地域クラブ活動、両方に参加
できます。種目が違ってOKです。

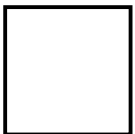
こどもの数が減り、学校単位で部活動を維持していくことが難しくなっています。
将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、
学校部活動の意義を引き継ぐ形で、新たに「地域クラブ活動」を進めます。

地域クラブ
活動とは？

ガイドライン・要綱
に基づき、教育委員
会が認定します。

地域クラブの運営・
指導等は、まちの様々
な人たちが担います。

学校部活動にはない
様々な活動があり、
選択肢が広がります。



詳しくはこちら

平日に活動を行う
地域クラブもあり
ます。

学校施設を優先的に使い、
活動することができます。
(各学校と連携します)

市内在住であれば、
どの地域クラブにも
申し込めます。

北九州市教育委員会では、地域クラブの設立を支援するとともに、指導を希望する方を募集
しています。詳しくは特設サイト（上記QRコードからアクセス）をご覧ください。

地域クラブ活動の推進に係る ポータルサイトの構築について

令和8年7月17日
北九州市教育委員会

0



地域クラブ活動とは 地域クラブを探す 地域クラブを立ち上げる 説明会・研修会 募集 よくあるご質問 計画・会議等 関連リンク

KITAKYU
community
challenge

ポータルサイト トップページ
(イメージ)

子どもたちの「好き」を地域で応援！
部活動の地域展開について



1

1

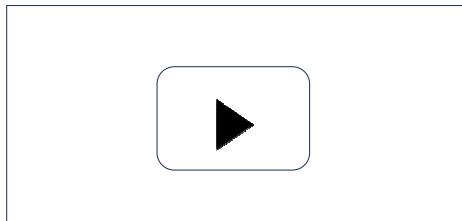
地域クラブ活動とは

部活動は、学校教育の一環と位置付けられ、連帯感や責任感、自己肯定感を育むことに資するなど、教育的意義の高い活動とされてきました。一方で、少子化の進展により、学校単位で部活動を運営・維持することが困難となる例も生じてきています。

こうした中で北九州市は、国の方針にも基づき、段階的に休日の部活動を行わないこととし、かわりに、休日には地域クラブ活動を行うこととしました。地域クラブ活動は、教育委員会が認定したクラブで行う活動で、様々な種目・分野があり、違う学校の仲間と交流しながら活動することもできます。

「学校頼みの活動から、まち全体で支える活動へ」いま、進められている部活動の改革は、北九州市の子どもたちが、将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、まちの様々な人たちの協力も受けて、行われているものです。子どもたちが1人1人が、自己実現につながるチャレンジができる環境をしっかりと整えていくため、取組を進めていきます。

ー詳しく知りたい方へ



▶説明動画を見る(約〇分)※外部サイトにリンク

◆地域クラブ活動の推進に関する資料等

- ▶地域クラブ活動の推進に関するポスター・リーフレット(PDF)
- ▶地域クラブ活動の推進に関する説明資料(PDF)
- ▶【新創刊】キタキュー地域クラブ NAVI(ナビ)(仮)

2

2

地域クラブを探す

地域クラブ活動は、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値の創出を目指すものです。

例えば、多様な体験と選択肢の拡大、学校を超えた多くの仲間とのつながり創出、地域の幅広い世代の人との交流の促進等が期待されます。地域クラブ活動を通じ、子どもたちが自分の可能性を信じて自己実現につながるチャレンジができるようになることを目指しています。

北九州市教育委員会は、地域クラブ活動を行う地域クラブを、所定の要件を満たしているか確認した上で、認定しています※。ここでは、北九州市教育委員会の認定を受けた地域クラブについて、種目や活動場所などから探すことが可能です。ぜひ、興味のあるクラブを見つけてみてください。

※詳細は [地域クラブを立ち上げる](#) をご覧ください。

地域クラブを探す

種目▼	活動場所▼					
クラブ名	種目等	主な活動場所	会費等	クラブとしての大会参加	HP等	
〇〇〇	〇〇	〇〇中学校	〇〇〇〇円	〇〇〇	-----	このクラブに問合せ

教育委員会で取次ぎ

3

3

地域クラブを立ち上げる

地域クラブ活動は、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させるものであり、北九州市教育委員会は、所定の要件を満たすことで、地域クラブの認定を行っています。所定の要件とは、例えば、教育委員会が主催する研修の受講者による指導、市ガイドラインに準じた活動時間等の設定、営利目的の運営でないことなどです。教育委員会から認定された地域クラブは、学校施設を優先的に利用することができます。

◆まずお読みください

▶「北九州市地域クラブ」申請から認定までの流れ(PDF)

◆認定要綱・手引き

▶北九州市地域クラブ認定要綱(PDF)

▶部活動地域展開北九州市地域クラブの手引き(PDF)

◆申請書類等

▶(様式第1号)北九州市地域クラブ認定申請書(Excel)

▶(様式第2号)北九州市地域クラブ認定要件確認書(Word)

▶(参考様式)会則(Word)

◆申請方法

以下のいずれかの方法で申請してください。

①申請書類を生徒指導課に持参又は郵送

②北九州市地域クラブ認定申請フォーム(外部リンク)から電子申請

北九州市教育委員会では、地域クラブ立ち上げを支援し、学校との調整等に当たる「コーディネーター」を配置しています。

地域クラブの立ち上げに興味をお持ちの方、申請手続を詳しく知りたい方などのご相談も承ります。

以下のフォームから、お申し込みください。

コーディネーターに相談する

説明会・研修会

部活動改革や地域クラブ活動の推進に関する地域説明会や、地域クラブで指導者となる場合に受講が必須の指導者研修会を、随時開催しています。参加費はいずれも無料です。事前にお申し込みの上、ぜひご参加ください。

地域説明会		指導者研修会	
第一部：【地域展開説明会(45分程度)】 学校部活動の現状・課題、北九州市の地域展開推進計画、スケジュール、質疑応答 等		「北九州市地域クラブ」の指導者を対象に、生徒の心身の健康管理や事故防止、体罰・ハラスメントの根絶、いじめ防止など、生徒理解を深めることを目的として実施。(90分程度) ▶北九州市地域クラブ指導者研修実施要綱(PDF)	
第二部：【認定要綱説明会(40分程度)】 北九州市地域クラブ概要、申請の手続き、スケジュール、質疑応答 等			
種別	日時	会場	
地域説明会	令和8年〇月〇日(〇) 18:30-20:00	〇〇センター大会議室	参加申込み
指導者研修会	令和8年〇月〇日(〇) 18:30-20:00	〇〇センター大会議室	参加申込み

募集

地域クラブ活動は、従来の学校部活動の大きな転換点となるものであり、「学校頼みの活動から、まち全体で支える活動へ」変わっていきます。このため、まちの様々な方々や団体・企業との連携・協力や、市民の皆さまからの貴重なご意見をいただきながら、こどもたちの自己実現につながるチャレンジができる機会の確保に取り組んでいきます。

ー指導者人材バンク

(※準備中)

ーサポーター企業

(※準備中)

ーご意見窓口

地域クラブ活動について、ご質問やご意見があれば、以下の問合せフォームからお知らせください。

問合せフォームはこちら

6

6

よくあるご質問

地域クラブ活動に関して、よくあるご質問とその答えをまとめています。(随時更新)

全体	生徒の皆さん向け	保護者の方向け	学校向け	クラブ立ち上げ希望の方向け
全体に関することについて +				
地域クラブ・指導者に関すること -				
Q1. 地域クラブ活動とは何ですか。 -				
A1. これまでの学校部活動の…				
Q2. 「北九州市地域クラブ」に認められるための要件は何ですか。 +				

7

7

計画・会議等

地域クラブ活動の推進に係る計画・会議等に関する情報を掲載しています。

一 計画等

- ▶北九州市部活動地域展開推進計画(PDF)
- ▶北九州市部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン(PDF)

(参考)

「北九州市部活動地域移行(展開)推進計画」の策定に係る市民意見の募集結果について(外部リンク)

北九州市部活の未来を考える会(令和5年～令和7年)(外部リンク)

一 会議

地域クラブ活動の円滑な推進に関する市民会議(令和8年)

関連リンク

北九州市中学校部活動について
中学校部活動指導員制度について
中学校部活動外部講師制度について
「連携部活動(拠点型)」について
北九州市立小・中・特別支援学校児童生徒派遣補助について(クラブチーム等対象)
(スポーツ庁)部活動改革ポータルサイト ～子供たちのスポーツ活動の充実に向けた未来への挑戦～

地域クラブ活動の推進に係る よくある質問とその答え (FAQ)について

令和8年7月17日
北九州市教育委員会

No.	項目	質問	回答
1	部活動改革関係	部活動の地域展開等の目的は何ですか。	近年の少子化に伴い、1つの学校の部活動では、チームスポーツなどが十分に実施できないような状況が生じています。また、学校部活動の運営を学校の教員に頼ることも活動の持続可能性の点で大きな課題となっています。 このような状況下で、「学校頼みの活動から、まち全体で支える活動へ」転換し、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しみ、なりたい自分にチャレンジする機会を確保・充実するため、まちの様々な人の協力も受けながら、いわゆる部活動の地域展開、地域クラブ活動の推進等の取組を進めています。
2	部活動改革関係	「まち全体で支える活動へ」転換するメリットは何ですか。	生徒の活動機会の確保に加えて、多種多様な体験の実現や、生徒がこれまでの学校部活動ではできなかった活動に参加できたり、学校や世代を超えた交流が生まれたり、良質な指導等を通じた活動の質の向上、地域社会の活性化等につながったりすることが期待されます。
3	部活動改革関係	今回の改革によって「学校部活動」はなくなるのですか。	休日の学校部活動については、令和9年9月から全面的に地域クラブ活動へ展開します。一方、平日については当面の間、これまでの学校部活動を継続するため、今回の改革によって学校部活動がなくなるわけではありません。なお、平日の学校部活動の地域展開については、今後、国や他都市の動向、本市の状況等を踏まえつつ、必要に応じて検討していく予定です。
4	部活動改革関係	北九州市では、どのようなスケジュールで休日の学校部活動を地域クラブに展開しようとしているのですか。	「北九州市部活動地域展開推進計画」(令和7年5月)に基づき、学校部活動を行わない日を、令和7年9月からは第1土曜日と翌日曜日、令和8年9月からは第1・第3土曜日と翌日曜日と段階的に拡大し、令和9年9月からは、祝日も含む全ての休日で学校部活動は行わないこととなります。これらの学校部活動を行わない休日については、生徒の希望にも応じ、地域クラブ活動を行います。
5	部活動改革関係	部活動の地域展開により、学校部活動の良さが失われてしまいませんか。	部活動の地域展開は、人間関係の構築促進など学校部活動が持つ教育的意義を引き継ぎつつ、生徒の活動をまち全体で支えることで新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を実現することを目指すものです。「新たな価値」としては、学校部活動ではできなかった多種多様な体験、学校や世代を超えた交流、適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導等があります。

No.	項目	質問	回答
6	地域クラブ活動 (概要)関係	地域クラブ活動とは何ですか。 学校部活動や民間のクラブとは何が異なるのですか。	地域クラブ活動は、学校以外の多様な主体が、学校部活動に準じた活動時間の設定など、市のガイドラインを遵守して実施する活動です。活動にあたり、地域クラブは教育委員会の認定を受けます。人間関係の構築促進など学校部活動が持つ意義を引き継ぎつつ、生徒の活動をまち全体で支えることで新たな価値を創出し、豊かで幅広い活動を実現することを目指しています。 学校以外の主体が実施する点で学校部活動とは異なり、教育委員会の認定を受けた活動など、公的な性質を有する点で民間のクラブとは異なります。なお、民間のクラブも、教育委員会の認定を受けることにより、地域クラブ活動を実施することができます。
7	地域クラブ活動 (概要)関係	地域クラブ活動はどのような主体が実施するのですか。また、どのような人が指導者となるのですか。	地域クラブ活動を行うことを希望する、学校以外の多様な主体(団体等)が、教育委員会の認定を受けた上で実施主体となります。例えば、いわゆる非営利団体、(学校部活動の)保護者会、競技団体等が考えられます。また、指導者については、自身の経験や知識を生かし、生徒のスポーツ・文化芸術活動をサポートすることに意欲を持つ方々が、教育委員会の研修会を受講した上で、地域クラブ活動の指導者となります。市立学校の教員も、教育委員会の研修受講および兼業兼職の手続きを行うことにより、地域クラブの指導者となることができます。(→Q26)
8	地域クラブ活動 (概要)関係	地域クラブ活動はいつ、どこで行われるのですか。	学校部活動が段階的に行われなくなっていく土日・休日(→Q4)を主たる活動日として想定しています。なお、平日に地域クラブ活動を行うことも可能です。また、活動場所については、学校その他の公共施設や民間の施設が想定されますが、学校施設については地域クラブ(→Q6)が優先的に利用することができます。
9	地域クラブ活動 (概要)関係	地域クラブ活動に参加したいのですが、費用はかかりますか。	地域クラブ活動の実施に伴う事務費、指導者の報酬、物品購入費、消耗品費等に充てるため、一定の会費を支払っていただくことになります(受益者負担)。ただし、「北九州市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(令和7年6月。以下「市ガイドライン」という。)に記載のとおり、地域クラブは「可能な限り低廉な会費等を設定する」としてしています。市のHP(地域クラブ一覧)でそれぞれのクラブの会費を確認してください。

No.	項目	質問	回答
10	地域クラブ活動 (概要)関係	地域クラブ活動中に事故やケガがあった場合、どのような対応になるのですか。事故やケガに伴う医療費等の補償はあるのですか。	地域クラブ活動中の事故やケガについては、まず実施主体である地域クラブが対応します。地域クラブ活動は学校管理下の活動ではないため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の適用外ですが、市ガイドラインに基づき、地域クラブ活動の参加者は、災害共済給付と同等の補償となるスポーツ安全保険などの保険に加入することになります。なお、地域クラブ活動の指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰及びハラスメントの防止、生徒理解など、指導者としての基本的な資質・知識を身につけるための「指導者研修会」の受講が義務付けられています。
11	地域クラブ活動 (概要)関係	地域クラブは大会に参加できるのですか。	中体連が主催する大会では、多くの種目で地域クラブの参加が認められています(※)。詳細は各大会主催者、各競技団体等が定める参加規程等を個別に確認してください。 ※福岡県中体連 https://fukuoka.chutairen.com/download.html
12	地域クラブ活動 (概要)関係	学校部活動と地域クラブ活動のどちらにも参加してよいのですか。	現在、平日を中心に行われている学校部活動と、主に一部の土日に行われている地域クラブ活動は実施主体が異なるため、学校部活動と地域クラブ活動の双方に参加することも可能です。学校部活動と同一の種目・分野の地域クラブ活動に参加するほか、学校部活動とは異なる種目・分野の地域クラブ活動に参加する、あるいは平日の学校部活動のみに参加する、土日の地域クラブのみに参加するなど、生徒が自分の希望に合わせて選択できます。
13	地域クラブ活動 (概要)関係	地域クラブ活動は、土日に行われていた学校部活動を単に置き換えるという位置付けなのですか。また、例えばキャンプなど、学校部活動にはない種目や分野の地域クラブ活動を立ち上げて良いのですか。	地域クラブ活動の中には、既存の学校部活動の関係者(保護者等)を母体として設立・運営されているものもありますが、そのような例だけを想定しているわけではありません。地域クラブ活動では、生徒の活動機会の確保のほか、学校や世代を超えた交流等の実現、これまでの学校部活動ではできなかった多種多様な体験の実現が期待されます。したがって、学校部活動にはない種目・分野の地域クラブ活動の立ち上げは望ましいことであり、実際にそのような地域クラブの活動も行われています。

No.	項目	質問	回答
14	地域クラブ活動 (概要)関係	地域クラブ活動には、生徒が 在籍する学校は関与しないの でしょうか。	地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、生徒に活動 の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、生徒が在籍する学校と地域クラ ブの連携が重要です。具体的には、学校施設の利用をはじめ、地域クラブ活動と学校 部活動の活動方針の共有、地域クラブでの指導を希望する教員の兼職兼業、万が一 の事故等が発生した場合の対応などについて、学校と地域クラブが十分話し合っ て活動を行います。
15	地域クラブ活動 (概要)関係	地域クラブ活動は、学校以外 の多様な主体が実施するもの のことですが、学校で生徒 や保護者に案内しても問題は ないのですか。	問題はありません。むしろ、生徒が希望する地域クラブ活動に円滑に参加できるよ う、様々な機会を捉え、学校からも生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等 を行っていくことが望ましいものです。
16	認定制度関係	地域クラブ活動に関する認定 制度の趣旨は何ですか。	地域クラブ活動は、学校以外の多様な主体が、学校部活動の教育的意義を継承・発 展させながら、生徒に活動の機会を提供するものです。競技性や成果のみに偏重す るのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要 な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであり、競技力向上を主目的とし た民間のクラブチーム等との区別や質の担保等を図るなどの観点から、教育委員会 が認定を行う仕組みを構築しています。
17	認定制度関係	認定を受けるための要件はど のようなものですか。	認定に当たっては、「北九州市地域クラブ認定要綱」(以下「認定要綱」という。)に定 める諸要件を満たすことが必要です。具体的には、北九州市の中学生が自由に参加 できる、営利を目的とした運営ではない、活動時間の設定など市ガイドラインを遵守 して活動する、教育委員会が主催する指導者研修会を受けた者が指導する、低廉な 会費を設定することなどを要件としています。

No.	項目	質問	回答
18	認定制度関係	市ガイドラインに定められている、活動時間と休養日の設定について教えてください。	地域クラブ活動については、まずは土日の学校部活動に代わって行われることを想定しています。この際、市ガイドラインに基づき、学校部活動に準じる形で、土・日曜日のいずれか一方を休養日とするとともに、活動時間は3時間程度とします。なお、平日に地域クラブ活動を行うことも可能ですが、この場合も市ガイドラインに基づき、学校部活動に準じる形で、平日のうち週当たり1日以上を休養日とするともに、活動時間は2時間程度とします。
19	認定制度関係	地域クラブの立ち上げに当たり、教育委員会がサポートしてくれることはあるのですか。	教育委員会事務局に「コーディネーター」を配置し、地域クラブの立ち上げ支援や、参加希望者の相談等に対応しています。具体的には、地域クラブが学校施設を利用する際の学校との調整を支援したり、地域クラブの認定申請に関する助言等を行ったりしています。教育委員会生徒指導課(Tel582-2369)にご連絡をいただければ、随時丁寧に対応します。
20	認定制度関係	認定を受けた地域クラブが、認定要件に違反して活動を行っている場合はどうなるのですか。	地域クラブが認定要件(→Q17)に違反し、又は本来の目的から逸脱していると認められるときは、教育委員会が改善の指導や勧告を行います。繰り返し指導・勧告を行っても改善が見られない場合は、当該クラブの認定を取り消すことがあります。なお、今後、教育委員会が地域クラブの活動状況を定期的に確認していくことを検討しています。
21	指導者関係	地域クラブの指導者としてどのような人を想定しているか、詳しく教えてください。教育委員会が広く募集しないのですか。	指導者については、自身の経験や知識を生かし、生徒のスポーツ・文化芸術活動をサポートすることに意欲を持つ方々を想定しています。具体的には、これまで外部講師や部活動指導員として学校部活動の指導をされてきた方や、NPO・団体等でスポーツ・文化芸術活動の普及に取り組まれている方、地域クラブ活動に関心を持たれた社会人・学生の方、生徒の様々な活動を支えたい学校の教員(市立学校の教員は兼業兼職の手続きを行います。)などを想定しています。これらの方々が実際に指導するに当たっては、指導者研修会を受講し、受講認定証の交付を受けることが必要です。また、今後、教育委員会に指導者人材バンクを設け、指導を希望する方を広く募集するとともに、地域クラブとのマッチングを進める予定です。

No.	項目	質問	回答
22	指導者関係	希望すれば、誰でも地域クラブで指導することが可能なのですか。	教育委員会が実施する指導者研修会を受講し、受講認定証の交付を受けることで、希望する方はどなたでも指導することが可能です(このほか、暴力団員等に該当しない等の要件があります)。指導者研修会の受講時に指導先の地域クラブが見つからない方も、今後、教育委員会に設ける予定の指導者人材バンクに登録いただければ、教育委員会において、指導者を探している地域クラブとのマッチングを行う予定です。
23	指導者関係	指導者研修の具体的な内容を教えてください。	地域クラブでの指導に当たって、受講が義務付けられている指導者研修会については、生徒にとって安全で安心な活動環境を整備するため、教育委員会が定期的実施するものです。研修会では、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰及びハラスメントの防止、生徒理解など、指導者としての基本的な資質・知識を身につけます。
24	指導者関係	一度、指導者研修を受講し、受講認定証の交付を受ければ、再度研修を受けることは不要でしょうか。	指導者研修を受講した者に交付される受講認定証の有効期限は、次年度の8月31日です。したがって、原則として、指導者研修は毎年1回受講いただくことが必要となります。
25	指導者関係	地域クラブを立ち上げましたが、技術的な指導は行わず、生徒の活動の見守りのみ行うことを考えています。この場合でも、指導者研修の受講は必要ですか。	地域クラブ活動において、技術指導だけでなく、生徒への声かけや安全管理、万が一の場合の対応など、活動における指導・監督を担う方については、指導者研修会の受講が必要です。したがって、技術指導の有無にかかわらず、各回の活動に立ち会う方のうち、最低でも1名は研修会の受講認定証を交付されていることが必須となります。その上で、こうした方とは別に、活動の見守りのみを行い、生徒への指導・監督を行わない方については、研修会の受講を必須とはしていませんが、安全確保や事故防止、ハラスメント防止等の観点から、受講を推奨しています。

No.	項目	質問	回答
26	指導者関係	地域クラブで、学校の教員が指導できるのですか。	地域クラブでの指導を希望する教員は、所属長(校長)の承認を得て、兼職兼業の申請を行い、事前に教育委員会の許可を得た上で、報酬を得て指導することができます。なお、ボランティアで指導する場合は、兼職兼業の申請は必要ありません。(参考)令和8年2月27日付け北九教教第2158号「北九州市地域クラブ」に教員が従事する場合の兼職兼業許可申請手続きについて(通知)」
27	指導者関係	地域クラブ活動が学校施設で行われる場合、教師等が当該地域クラブ活動に係る指導に従事している時間は「在校等時間」に含まれますか。	地域クラブ活動は、学校以外の地域の多様な主体が実施する活動であるため、学校施設において活動が行われる場合であっても、当該活動に従事する時間は「在校等時間」には含まれません。
28	指導者関係	平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動とで指導者が異なることが考えられますが、指導方針の不一致等が生じませんか。	指導方針の不一致が生じないよう、例えば、年度当初などに学校部活動の顧問の教員と、地域クラブ活動の指導者との間で指導方針・活動方針の共有等を行うとともに、その後も定期的に情報共有を行うなど、学校と地域クラブが十分話し合って活動を行います。
29	指導者関係	地域クラブの指導者への報酬は、誰が支払うのですか。	クラブの参加者から徴収する会費等から、地域クラブが指導者に支払います。
30	指導者関係	指導者研修を未受講の状況でも、地域クラブとしての認定を申請することはできるのでしょうか。	認定要綱において、「指導に携わる指導者が、活動開始までに指導者研修を受講することを条件に、受講前であっても認定の申請を行うことができる」旨を定めており、可能です。

No.	項目	質問	回答
31	指導者関係	不適切行為を行う指導者に指導をさせるべきではないと考えますが、ガイドラインに沿わない指導を行う指導者がいた場合、どのように対応するのですか。	地域クラブの指導者に受講を義務付けている指導者研修において、市ガイドラインの遵守を求めています。万が一、市ガイドラインに反するなど不適切な指導を行う指導者が確認された場合には、市が改善の指導や勧告を行います。繰り返し指導・勧告を行っても改善が見られない場合は、地域クラブの認定取消や指導者名簿からの登録抹消を行うことがあります。
32	適切な指導・安全管理関係	いわゆる「勝利至上主義」を前面に出すような地域クラブ活動が行われる可能性はあるのですか。	市ガイドラインにおいては、「北九州市地域クラブの指導においては、勝利のみを目指すのではなく、連帯感、責任感、主体性等を育成することに努め、生徒の人間的な成長を目指す」ことを明記しており、「勝利至上主義」に偏った地域クラブ活動が行われることはありません。また、同ガイドラインでは生徒の心身の健康管理及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底することや、生徒との十分なコミュニケーションを図るよう求めているところです。
33	適切な指導・安全管理関係	地域クラブ活動の指導者に対し、安全管理や事故防止について教育委員会から求めていることはありますか。	市ガイドラインにおいては、活動場所における施設・設備の点検を定期的を実施し、活動における安全対策や事故防止等に努めることや、急激な天候の変化(雷・大雨等)の際には、活動を停止し、生徒を安全な場所に避難させる等、迅速な対応を取ることを指導者に求める旨を明記しています。熱中症警戒アラートや光化学スモッグ、PM2.5等の注意喚起が行われた場合も、市ガイドライン等に則り行動することになります。
34	適切な指導・安全管理関係	地域クラブ活動中の怪我や事故への対応について、応急処置のキットやAEDは地域クラブで準備しなければなりませんか。	応急処置に使用する救急バッグ等は、各クラブでご準備ください。AEDについては、学校設置のものを利用することを想定しています。校舎が施錠されている時に事故が生じるなど、緊急事態と認められる際には、「学校施設開放の手引き」の記載と同様、窓ガラスを割ってAEDを取り出すことも差し支えありません。なお、学校施設以外で活動する場合も、万が一の場合に備えて活動場所内又は活動場所最寄りのAED設置箇所をあらかじめ確認しておくことが望ましいものです。

No.	項目	質問	回答
35	適切な指導・安全管理関係	保険に加入しない生徒は、地域クラブに参加できないのでしょうか。	市ガイドラインに基づき、地域クラブ活動の参加者は、学校部活動で適用されている日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補償となる、スポーツ安全保険などの保険に加入する必要があります(地域クラブごとの団体としての加入を想定しています。)。こうした保険は、傷害による入・通院、手術、後遺障害、死亡を補償する傷害保険や、対人・対物事故により負った法律上の賠償責任を補償する賠償責任保険等から構成されており、万が一の事故等があった場合の重要な備えとなるものです。
36	参加費・運営費関係	参加費等の負担を理由に、経済的理由で参加できない生徒が生じるのではないですか。こうした生徒への支援は行うのですか。	市ガイドラインに記載のとおり、地域クラブは「可能な限り低廉な会費等を設定する」こととなります。その上で、教育委員会では、経済的困窮世帯の生徒の保護者への支援を行う予定としています。
37	参加費・運営費関係	各クラブで徴収する会費では賄えない諸経費(大会参加費等)を、会費とは別に徴収してもよいのでしょうか。	大会参加費等を会費と別に徴収することは可能です。徴収する場合には、用途を明確にした上で、生徒・保護者等に対して事前に説明を行うことが必要と考えています。
38	参加費・運営費関係	会費はどのように徴収するのですか。また、徴収した会費がクラブにおいて適切に支出されているか、監査はしないのですか。	教育委員会の認定要綱では、地域クラブが監事を置くことを認定要件としており、地域クラブの会則(参考様式あり)に、月額も含めた「会費」についての定めを置くとともに、監事が「監査」を担うことを明記することを想定しています。この会則にしたがって、各クラブごとに会費徴収・監査を行っていくことになります。
39	施設・備品関係	地域クラブ活動では学校施設を優先的に使用できるとのことですが、目的外使用の申請は、従来どおり行う必要がありますか。	学校施設の目的外使用の申請は、従来どおりの様式・手続により行ってください。

No.	項目	質問	回答
41	施設・備品関係	地域クラブ活動を学校施設を使用して行う場合、学校の設備や用具等を利用・借用することは可能ですか。	サッカーゴールやネット、支柱、バスケットゴールなどの設備は利用できます。他方、ボールやゼッケンといった消耗品などは地域クラブで用意することを想定していますが、学校には、貸し出すことが可能な備品や用具等については、地域クラブから求めがあれば可能な限り貸し出すよう、教育委員会から依頼しています。まずは、地域クラブから学校にご相談ください。
42	施設・備品関係	地域クラブ活動で利用する地域クラブ所有の備品・用具等を、学校で保管してもらうことは可能ですか。	備品・用具等のサイズ・数量や、学校側のスペースの広狭によっても対応が異なると考えられます。まずは、地域クラブから学校にご相談ください。
43	大会参加等関係	地域クラブに入っていないと、中体連の大会には参加できなくなるのですか。	中体連が主催する大会については、従来と同様、学校部活動として参加することが可能とされており、地域クラブに加入していないと大会に参加できなくなるわけではありません。その上で、中体連が主催する大会では、多くの種目で地域クラブの参加が認められています(→Q11)が、学校部活動と、部活動を母体とした地域クラブとが併存している場合に、学校部活動として大会に参加するか、地域クラブとして大会に参加するか、いずれかを選択することが必要となるなどの場合があります。詳細は各大会主催者、各競技団体等が定める参加規程等を個別に確認してください。

No.	項目	質問	回答
44	大会参加等関係	地域クラブ活動が、複数校の生徒が参加して行われている場合、中体連の大会に参加できるのですか。	複数校の生徒が所属する地域クラブについても、中体連の大会への参加が認められているケースがあります。詳細は各大会主催者、各競技団体等が定める参加規程等を個別に確認してください。
45	大会参加等関係	令和8年9月から部活動が行われなくなる第1・3土曜・翌日曜に試合がある場合、部活動として出場することができるのですか。いわゆる公式戦と、練習試合とで扱いは変わりますか。	学校部活動が全市一斉に行われなくなる日であっても、中体連・中文連主催の大会・コンクール等や、市が主催する大会等(市民スポーツ大会など)には、学校部活動として出場することは可能です。これら以外の、例えば各競技の協会・連盟主催の大会等や練習試合については、学校部活動として出場することはできません(地域クラブとして出場するのであれば、可能です。)

北九州市地域クラブにおける 指導者の確保について

令和8年7月17日
北九州市教育委員会

指導者人材バンクについて

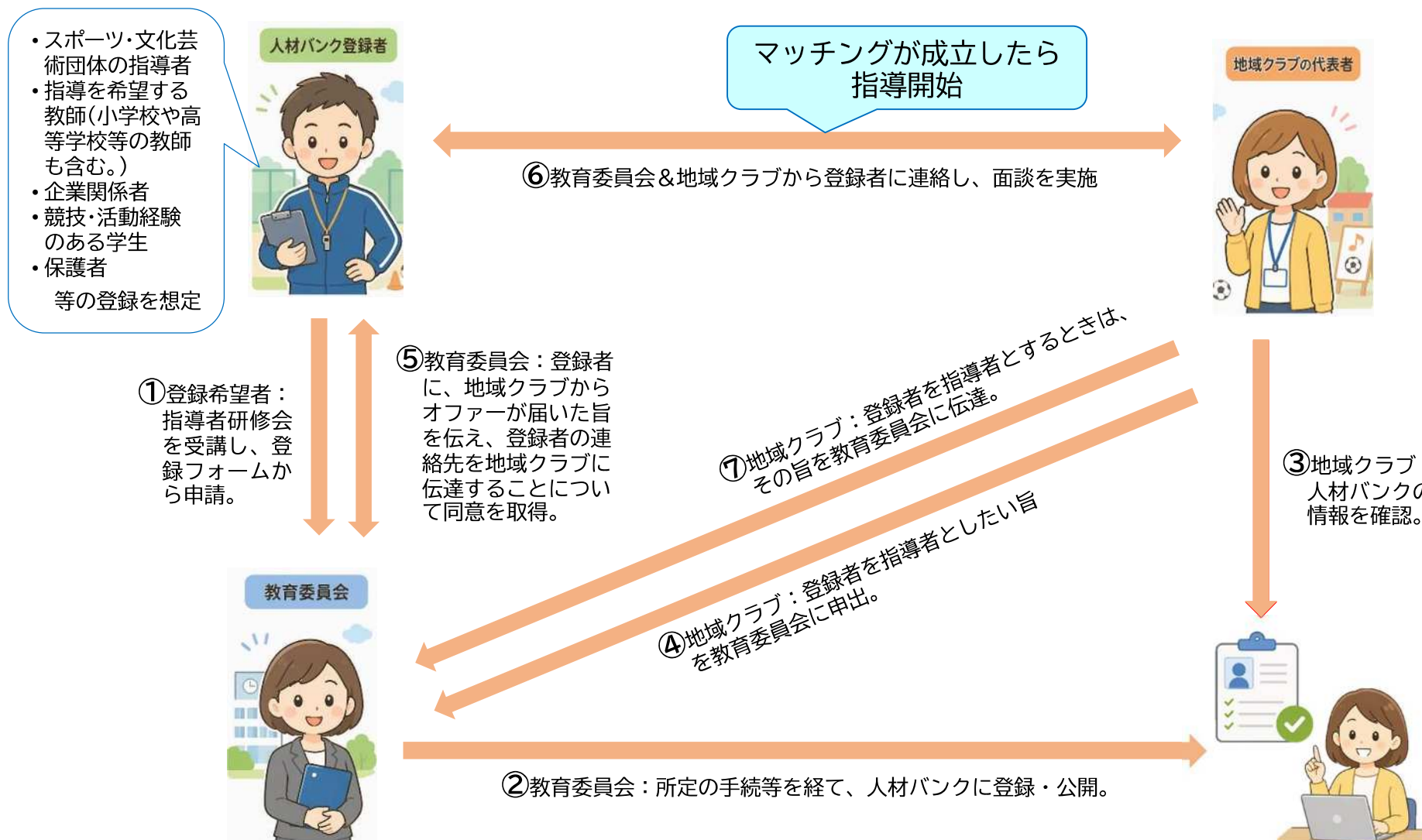
- 指導者人材バンクは、地域クラブでの指導に意欲のある方を広く募集し、指導者を探している地域クラブに紹介することにより、活動の促進を図るものである(他の自治体で設置事例あり)。
- 指導者人材バンクへの登録者としては、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、指導を希望する教師(小学校や高等学校等の教師も含む。)、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある学生、保護者等が想定される。

(参考)福岡県指導者人材バンクの画面イメージ(一部抜粋)

1 - 50 / 51件 < >		
年齢・性別 	種目・分野	活動可能地域
48歳 男性	サッカー	宇美町, 粕屋町
56歳 男性	バレーボール	筑紫野市, 春日市, 大野城市, 宗像市, 太宰府市, 古賀市, 福津市, 宇美町, 篠栗町, 志免町, 須恵町, 新宮町, 福岡市
55歳 男性	軟式野球, バレーボール, ラグビー, レクリエーション, 健康体操	福岡市

出典:<https://recruitment.fukuoka-spocul-platform.jp/>

指導者人材バンクのイメージ【他自治体の事例をもとに北九州市が作成】



地域クラブ活動の推進に向けた北九州市の取組



地域クラブ指導者研修会

令和8年5月27日
地域クラブの円滑な
推進に関する市民会議
(第1回)資料1 一部改変



受講



- 教育委員会主催の研修会
- 生徒の安心・安全がテーマ
- ガイドラインの内容を共有
- 事前申込が必要
- 修了後に受講認定証を発行
- 有効期限は翌年8月31日
(1月～3月受講は当年8月31日)

認定証交付者数：680名
(令和8年7月10日時点)

指導

「北九州市地域クラブ」

指導者研修会について

<研修事項の例>

- 「北九州市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」について
 - ✓ 合理的でかつ効率的・効果的な活動
生徒の健康管理／安全管理と事故防止／熱中症事故の防止／体罰・不適切な言動・ハラスメント等の根絶／いじめ等の防止／生徒の在籍する学校との連携
 - ✓ 適切な休養日等の設定
 - ✓ 事故等の対応と保険の加入
 - ✓ 大会等への参加 等
- 「活動中の事故の防止及び事故発生時の対応」について
- 「子どもの人権」について
 - ✓ 子どもの権利の基本理解
 - ✓ ティーチングからコーチングへの変換
 - ✓ 内発的動機づけと外発的動機づけ
 - ✓ 傾聴と承認のポイント 等



「北九州市地域クラブ」に教員が従事する場合の兼職兼業許可申請手続きについて(通知)【概要】

◆教員が地域クラブ活動において報酬等を得て指導に従事しようとする場合、教育委員会の兼職兼業許可を毎年度得る必要。

1. 兼職兼業許可申請手続きの要否

- 手続が必要:報酬、謝金、交通費(実費相当)など、形式や額にかかわらず、何らかの金銭受給が発生する場合
- 手続が不要:無償で従事する場合(ただし、教育委員会として推奨はしない)。

2. 兼職兼業許可の基準(=申請前直近12ヶ月において①及び②のいずれも充足すること)

- ①時間外在校等時間と地域クラブ従事時間との合計(以下「合計時間」という。)で、単月80 時間を超える月がないこと。
- ②時間外在校等時間の平均時間と、地域クラブ従事時間の合計が60 時間を超えないこと。
※上記基準を未充足でも、今後どのように基準に適合させるかを記載した「宣誓書兼計画書」を作成すれば許可申請が可能(令和8年度中申請まで)

3. 許可後の従事実績報告

- (1)毎月10日までに、前月の従事時間報告書を所属学校長経由で教職員課へ提出。
- (2)月の合計時間が60時間を超過した場合、所属学校長は教職員課に報告。翌月以降の時間外勤務や地域クラブ従事の縮減を指導。
- (3)月の合計時間が2ヶ月連続で60時間を超過した場合は許可取消し(当該年度内の再許可不可。ただし公式戦出場の場合、事前に教職員課と協議)。

4. 従事にかかる諸要件

- (1)兼職兼業許可申請時まで、指導者研修会を受講し、受講認定証の交付を受けることが必要。
- (2)地域クラブと雇用契約を結ぶ場合、従事者は労働基準法上の労働者に該当。36協定の締結と割増賃金の支払いが必要。
- (3)報酬額の下限は1時間あたり1,322円以上(契約に基づかない場合は任意)。上限は、契約形態のいかんを問わず年額34万円以下。

5. その他留意事項

- (1)教員としての勤務時間外であっても、公務員として遵守しなければならない事項に留意。本来の職務に支障をきたしてはならない。
- (2)地域クラブ活動中の事故等に備えた保険(個人賠償責任も補償対象であることを推奨)に、クラブ運営団体等が加入しているか事前に確認。
- (3)児童生徒等の個人情報の取り扱いに注意。
- (4)地域クラブ従事により得られる収入が年間20 万円を超える場合、確定申告が必要となるため、手続を各自で適切に実施。